

新発田市定住化促進事業《空き家バンク》

募集要項

～ 売りたい人 ～



【目次】

1 . 事業の概要	P. 2
2 . 物件登録申請	P. 2
(1) 対象者		
(2) 対象地域		
(3) 対象建物		
(4) 提出書類		
3 . 家財道具等処分支援事業補助金 交付申請	P. 3
(1) 対象者		
(2) 提出書類		
(3) 申請期限		
(4) 補助金の額		
(5) 補助金交付件数		
(6) 申請方法		
4 . 受付期間	P. 4
5 . 仲介行為等	P. 4
6 . 登録事項の変更	P. 4
(1) 対象者		
(2) 提出書類		
7 . 登録事項の抹消	P. 4
(1) 対象者		
(2) 提出書類		
8 . 手続きの流れ	P. 4
9 . 個人情報の取扱い	P. 5
別表 手続きの流れ ～空き家を売りたい人(登録者)～		

問合せ先、申請受付窓口

新発田市役所 建築課 空家・住宅対策係

新発田市中心部5丁目2番13号 地域整備庁舎2階 電話(0254)26-3557

1. 事業の概要

市内にある空き家を有効活用し、市内に定住する人の増加及び地域の活性化を図るため、空き家の物件情報を登録し市のホームページ等で情報を公開します。

物件を登録し売却される方が登録にあたって、家財道具処分をされる場合に経費の一部を補助します。

2. 物件登録申請

新発田市に所有する空き家を売りたい方は、「空き家バンク」に物件情報の登録申請をします。登録申請の詳細は次のとおりです。

- (1) 対象者：市内に所有する空き家の売却を行う権利を有し、かつ空き家バンク制度に物件情報を登録し売却される方
- (2) 対象地域：新発田市内全域
- (3) 対象建物：居住を目的として建築され、現在居住のために使用されていない建物（住宅）
賃貸物件及び土地のみの取引は対象外です。
- (4) 提出書類：登録の際には、次の書類を建築課 空家・住宅対策係へ直接提出してください。

新発田市空き家バンク登録申請書（第1号様式）

物件登録希望者の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証等）

対象となる住宅の位置図（付近見取図）

対象となる住宅の間取り図（配置図、平面図）など

登録希望物件に関する登記簿謄本（土地）の写し

登録希望物件に関する登記簿謄本（建物）の写し

登録希望物件の土地の公図の写し

登録希望物件の課税証明書（土地家屋名寄帳）の写し

（税務課から届く納税証明通知書の写しでも代用可能）

その他市長が必要と認める書類

、は法務局で
取得できます。¹

は新発田市税務課
で取得できます。¹

- 1 提出書類のうち各種証明の発行に手数料が必要となります。あらかじめご了承ください。
- 2 原則として、空き家バンクへの登録は不動産業者への登録と同時にすることはできません。
- 3 登録は無料ですが、調査等に費用を要する場合があります。
また、売買契約の際、仲介手数料がかかります。

登録の際には所有者（申請者）の立ち会いの上、公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会新発田支部の担当者及び市職員により現地調査を行います。なお、状況により登録をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。

登録が決定しましたら、申請者に通知します。

登録物件の情報は市ホームページ及び全国版空き家バンクホームページ並びに窓口で公開します。

3. 家財道具等処分支援事業補助金交付申請

空き家バンクに物件を登録される方で、家財道具処分をされる場合に経費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付します。補助金の交付を受けるには、申請手続きが必要となります。

手続きの詳細は次のとおりです。

(1) 対象者：空き家バンクに物件登録を行い、家財道具処分をされる方。

(2) 提出書類：下記のとおり

物件登録決定後

新発田市家財道具等処分支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
家財道具等の搬出、処分及び清掃に要する経費がわかるものの写し（領収書等）
その他市長が必要と認める書類

補助金交付申請の後、市は内容を審査し、結果を申請者に通知します。

補助金の交付が確定した後、市から補助金請求書の様式を郵送します。必要事項を記入のうえ、市へ提出してください。

補助金確定通知後

新発田市家財道具等処分支援事業補助金請求書

請求書の提出後、補助金が指定の口座に振り込まれ、手続きが完了となります。

(3) 申請期限：家財道具等の処分が完了した日から起算して 1 箇月以内（上記の書類提出期限）

補助金の交付申請には期限があります。ご注意ください。

(4) 補助金の額：対象経費に要する費用の3分の2（上限10万円）

(5) 補助金交付件数：予算の範囲内

(6) 申請方法

申請書類を申請受付窓口（建築課 空家・住宅対策係）へ直接提出してください。

申請書は受付窓口に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

なお、申請者本人が直接提出できない場合は、代理人による申請手続きも可能です。

その場合は、委任状を提出してください。

委任状は、ホームページに掲載されている様式をご利用ください。なお、次の事項が記載されていれば、別様式でもかまいません。

(委任状記載事項)

委任する相手の住所・氏名

委任する内容

委任した日付

委任した本人の住所・氏名 (自署による)、押印

4 . 受付期間

物件登録申請、家財道具等処分支援事業補助金交付申請の受け付けは以下のとおりです。

受付期間：随時

受付時間：8時30分から17時15分(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

5 . 仲介行為等

円滑な取引を行うため、空き家の売買手続き等は、公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会新発田支部を通じて行っていただきます。

市は、交渉・契約にかかる仲介行為等はいりません。

売買契約の際、仲介手数料がかかります。

6 . 登録事項の変更

物件の登録後に、登録事項の変更を行う場合は、次の書類を建築課 空家・住宅対策係へ直接提出してください。

(1) 対象者：空き家バンクに物件を登録された方で、登録内容の変更を希望される方

(2) 提出書類：新発田市空き家バンク登録変更申請書(第4号様式)

変更申請があったとき、市は内容を審査し、結果を申請者に通知します。

7 . 登録事項の抹消

物件の登録後に、登録事項の抹消を行う場合は、次の書類を建築課 空家・住宅対策係へ直接提出してください。

(1) 対象者：空き家バンクに物件を登録された方で、登録内容の抹消を希望される方

(2) 提出書類：新発田市空き家バンク登録抹消申請書(第7号様式)

抹消申請があったとき、市は内容を審査し、結果を申請者に通知します。

なお、登録物件の売買契約が成立した場合は、市より申請者へ登録抹消を通知します(申請は必要ありません)。

8 . 手続きの流れ

手続きの流れは、別表「手続きの流れ ~ 空き家を売りたい人(登録者) ~」をご確認ください。

9 . 個人情報の取扱い

空き家バンクに登録をされた方は、この事業から知り得た個人情報をみだりに他に漏らし、または不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしてはなりません。

また、保有する必要がなくなった個人情報は適切に廃棄しなければなりません。